

# 公契約条例に係るアンケート調査報告書(概要版)

## 1 調査目的

条例の施行から約1年が経過し、条例の適用による効果の検証と対象従事者の賃金実態を把握するため、アンケートを実施

## 2 実施期間

平成27年11月～12月(調査票の配布、回収、集計) 平成28年1月～2月(分析まとめ、報告書作成)

## 3 調査対象(受注者)

平成26年度 工事請負契約 3件 平成27年度 業務委託契約 22件 合計25件

## 4 回収結果

平成26年度 工事請負契約 2件 平成27年度 業務委託契約 20件 合計22件(回収率88%)

## 5 主な設問と回答

### (1) 条例の効果の検証について

集計結果	集計結果の分析	集計結果に対応した今後の取組み
①受注者から従事者への周知方法 → 「口頭により説明」が68%	口頭による説明や従事者の方からの相談もないことから、条例の内容が従事者に十分伝わっていない可能性がある。	従事者が条例に関心を持ち、理解しやすい効果的な周知方法を検討する。
②従事者から受注者への相談、問い合わせ → 「なかった」が100%		
③労務台帳作成などの事務負担 → 「やや負担」77%「かなりの負担」は14%	受注者は労務台帳の作成等について、大きな負担とは感じていない。	今のところ、現在の様式による作成等を継続する。
④賃金を上げた従事者の有無 → 「いない」が91%「いる」は9% ※9%の内訳は⑤	賃金下限額を引き上げる余地がある。	今後、賃金下限額を検討する場合の判断材料の一つとする。
⑤賃金を上げた従事者の割合 → 「1割以上3割未満」「3割以上5割未満」が各1社		
⑥従事者の人数や構成 → 「変わらない」が95%	従事者の労働強化には繋がっていない。	
⑦労働意欲への効果の有無 → 「どちらともいえない」が81%	現時点では目に見えた形での条例の効果が表れていない。	現在の取組みを継続し条例を浸透させる。
⑧生活安定への結び付き → 「そう思う」が45%「どちらともいえない」が36%	条例に対する将来的な期待感が伺われる。	
⑨下請負者の社会保険の加入の確認方法 → 「労務台帳で確認」と「口頭で確認」が59%	形式的に確認はしているが、社会保険証等の確認など徹底した調査は行っていない。	社会保険は国の所管のため、条例の取組みでは限界があるが、今後、関係機関との連携を検討する。
⑩一人親方の社会保険の加入の確認方法 ・下請負者の責任者を通じて確認 ・建設業法等に基づく届出書及び新規入場者教育アンケートにより確認		
⑪意見要望 最低賃金の確保は、業者等の選択において、職人等が不足しているときに考慮するのは難しい。条例対象の職人のみ賃金を高くするのはできないし、賃金の高い職人(優秀な職人)のみを配置できない会社もある。	公契約に従事する全ての従事者の賃金下限額を確保することが難しいことが伝わってくる。	受注者に対して条例の趣旨の理解と協力を求めていくとともに、ヒアリング調査等(立入調査)の実施を検討する。

### (2) 賃金実態調査の結果について

集計結果	集計結果の分析	集計結果に対応した今後の取組み
①工事請負(賃金下限額:設計労務単価の85%) ・設計労務単価の85%～135% ・軽作業員、石工、普通作業員、高級船員の賃金が設計労務単価の85%～87%となっている。	職種により賃金にバラツキがみられる。	業務委託についても職種別賃金下限額の設定を検討する。
②業務委託(賃金下限額:938円/時間) ・938円/時間～5,000円/時間 ・施設管理業務の設備点検保守、警備員、清掃員、受付、その他の賃金が下限額と同額(938円)となっている。		